

提出内容

受付番号：155250905533769792

提出日時：2025年4月16日14時7分

案件番号：155250905

案件名：対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示案に関する意見募集について

所管省庁・部局名等：国土交通省 物流・自動車局 安全政策課

意見・情報受付開始日時：2025年3月19日18時15分

意見・情報受付締切日時：2025年4月18日18時15分

郵便番号：190-0012

住所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル203号室 東海電子株式会社

氏名：●●●●

連絡先電話番号：●●●●

連絡先メールアドレス：●●●●

提出意見：

業務後自動点呼の更新に関する機器申請を行うにあたり、アルコール測定実施に関して業務前自動点呼と差異があったので、それに関する意見です。

先日の第3回「運行管理高度化ワーキンググループ」の資料2、11ページにて、「アルコール測定について、業務前自動点呼においては点呼の実施前に予め測定した結果を用いることを認めないこととします。」とあります。この【業務前自動点呼においては】の表現から業務後自動点呼においては、点呼の実施前の事前のアルコール測定は認めると解釈できます。

また、業務前自動点呼の先行実施要領では、血压及び体温を測定する機能において「有効時間の設定」と「一定時間経過した場合は無効」の旨の記載があり、それに対してアルコール測定は有効時間等の記載が無いので、そこから事前のアルコール測定が認められないと解釈できます。

一方、業務後自動点呼実施要領では、法令上、血压及び体温を測定する機能が不要ですので、文面においても有効時間等の定義がされておられません。そのため、アルコール測定が生体認証さえ行えば事前の測定も許容できると解釈できます。

上記より、

- ・業務前自動点呼では、点呼実施前の事前のアルコール測定は不可である

提出内容

・業務後自動点呼では、点呼実施前の事前のアルコール測定は許可されるという解釈であり、前回の業務後機器申請において、事前測定可として認定を受けております。

仮に、「業務後自動点呼においても、点呼実施前の事前のアルコール測定は不可である」場合、自動点呼機器申請（機器認定）自体が業務前と業務後でそれぞれ別で行う必要があるので、「業務後自動点呼実施要領」の内容として、事前のアルコール測定は認めない旨の記載をして頂かないと、他メーカー様含め、混乱を招くと思われます。

また、既に認定を受けている業務後自動点呼機器において、多くの事業者様が点呼実施前の事前のアルコール測定を実施しているので、「業務後自動点呼実施要領」において「事前測定不可」である内容を記載いただくことで事業者様もご理解も得られるかと思います。